

## 【概要】「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について

平成28年9月  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

### 1. 改正の概要

「電気設備の技術基準の解釈（20130215 商局第4号。以下「電技解釈」という。）」について、以下の改正を行う。

#### (1) 地中電線と地中弱電流電線等との離隔について

- 地中電線（電力ケーブル等）は、その故障時に、放電によって地中弱電流電線等（通信ケーブル等）を損傷させることのないよう、電技解釈第125条【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】において、地中弱電流電線等との間に所要の離隔距離を取ることとしている。
- 今般、国土交通省の「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」の中間とりまとめ（平成27年12月25日）において、地中弱電流電線等が有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）に適合した難燃性の防護被覆を使用したものである場合について、一定の場合には離隔距離を取る必要がないこと等が示され、当該条文における離隔距離に係る規定を改正する。
- また、地中電線を光ファイバーケーブルと接近又は交差して施設する場合の規定について、有線電気通信設備令施行規則における規定ぶりと平仄を揃えるなど、所要の修正を行う。

#### (2) 太陽電池モジュールの支持物の強度に係る規定について

- 平成23年3月30日に公布された建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第46号）により、太陽電池発電設備は建築基準法上の工作物としての規定が適用されなくなったことから、電技解釈第46条【太陽電池発電所等の電線等の施設】第2項において建築基準法を引用して、支持物の強度を規定している。
- 従来、建築基準法では「高さ」が4mを超える太陽電池発電設備について規定していたが、現在の電技解釈は、太陽電池モジュールの「支持物」が4mを超える場合について規定している。規定の範囲に差異が生じているため、従来の建築基準法で規定していた範囲に合わせるよう、規定の改正を行う。